

申請要項 **新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 第11弾**

飯田市飲食店関連事業者支援交付金

時短要請を受けた飲食店と恒常的に取引がある事業者で、事業継続に大きな影響を受けている事業者に交付金を給付し、事業の継続を支援します。

受付
期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月28日(火)まで

対象者	<p>事業継続の意思があり、以下のすべての要件を満たす中小企業者等が対象となります。</p> <p>(1) 時短要請を受けた市内の飲食店と恒常的に直接取引がある事業者</p> <p>【例】・食材、飲料などを直接納品している事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・割りばしおしぼり等の消耗品を直接納品している事業者・制服のクリーニングや店舗の清掃、ごみ廃棄等を直接受託している事業者 <p>(2) 令和3年8月又は9月(対象月)の売上高が前々年又は前年の同月(基準月)と比較して30%以上50%未満減少している事業者</p> <p>※ 売上高が50%以上減少している事業者は特別応援金【長野県事業】等の対象となります</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれの事業の支給対象にも該当しない事業者</p> <p>新型コロナウイルス拡大防止協力金事業【長野県事業】、特別応援金【長野県事業】 月次支援金【国事業】、飯田市観光関連事業継続応援金【飯田市事業】</p> <p>(4) 2021年7月1日以前から飯田市内に事業所を置き事業を営んでいる事業者</p> <p>(5) 「新型コロナ対策推進宣言」をするなど、感染対策の徹底を図っている事業者</p> <p>(6) 市税の滞納をしていない事業者</p>
給付額	<p>法人：上限20万円 個人：上限10万円</p> <p>計算式 (2019年又は2020年の基準月の売上) - (2021年の対象月の売上)</p> <p>※ 給付回数は1事業者につき1回まで</p>
申請に必要な書類	<p>(1) 交付申請書兼請求書 (2) 誓約書及び同意書 (3) 事業所の外観の写真</p> <p>(4) 事業所の内観の写真 (5) 取引の証拠となる書類</p> <p>(6) 基準月の売上高がわかる確定申告書等の写し</p> <p>(7) 対象月の売上台帳等の写し (8) 振込先の預金通帳の写し</p> <p>(9) 登記事項証明書の写し(法人のみ) (10) 本人確認書類(個人のみ)</p> <p>※詳しくは裏面のチェックシートをご確認ください</p>

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、申請書類は原則、郵送で提出してください。

申請
方法

【送付先】

〒395-8501 飯田市大久保町2534
飯田市産業振興課 飲食店関連事業者支援交付金担当
電話：0265-22-4511 FAX：0265-53-2333

QRコード